

どっぷり高知旅キャンペーンガイドブック vol. 2 及び vol. 3 作成等委託業務
公募型プロポーザル説明会 質疑及び回答

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会

令和6年4月5日（金）説明会での質疑

Q 1：仕様書別紙「どっぷり高知旅キャンペーン商品類型」の「・」で書かれているものとカッコ内にあるものとの違いは何ですか。

A 1：「・」は既にある商品や、よりどっぷり商品の具体的なイメージが湧きやすいもので、（ ）内は、このような切り口でもどっぷり商品につながるのではないかと
いうものを記載しています。

Q 2：資料「どっぷり高知旅キャンペーンを通じた観光商品の充実」の表は何を表していますか。

A 2：「こうち旅ネット」の「体験アクティビティ」にある体験プログラム数を現在の商品数として、今後、増やしていく計画の表です。

Q 3：著作権は委託者に帰属するとありますが、市町村等から借りる写真や写真素材提供サービスから入手する写真の権利はどうなりますか。

A 3：成果物である印刷データの著作権が委託者に帰属し、委託者が第三者である印刷会社等に発注して増刷できるということであって、写真単体の著作権が委託者に帰属するというものではありません。写真素材提供サービスの利用条件については把握していませんが、利用する場合は上記を踏まえて利用してください。

Q 4：ページ数は24ページで指定ですか。

A 4：そうです。企画提案書作成要領にあるように、トピックス・お役立ち情報等に1ページ程度、県外からのアクセスに1ページ、県内アクセスに見開き2ページを確保したうえで、表紙含め24ページに収まるような台割を提案してください。